

地方税法第20条の2及び菊池市税条例第18条の規定により次の書類を公示送達します。
 なお、この公示送達する書類は、当市役所税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

令和8年10月26日

菊池市長 江頭 実



送達する書類	氏 名
令和8年度固定資産税第3期督促状	木崎 俊郎
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 米駕 英太郎相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 平 進午相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 長谷 ミツ子相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 藤田 郁郎相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 福井 セツ子様相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 佐々木 安一相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 中村 アヤ子相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 長尾 宏子相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 川上 敏雄相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 田崎 周夫様相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 山本 貢相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 月足 スゲヨ相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	上野 幸雄
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 有働 一文相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 吉田 勤相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 佐藤 一孝相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 田中 栄一相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 高松 満夫相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 田中 勝尚相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 荒木 幹夫相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 岩永 安人相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 門口 勇志相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 城 恵美子相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 吉良 誠相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 古庄 竹男 相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 伊東 繁相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 本藤 親朋相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 有働 正澄相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	田崎 忠七
令和8年度固定資産税第3期督促状	有働長兵衛 様相続人
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 大野 計一相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 稲葉 末吉相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 田代 二相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 田代 公昭・亡 田代 二相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 緒方 秀敏相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 松山 一信相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 小林 正剛相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 福田 次雄相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 古庄 クニ子相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 松下 宗宣相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 山西 國之相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 荒木 敏宏相続財産
令和8年度固定資産税第3期督促状	亡 松崎 博先相続財産